

# 住民税申告の手引き

## ○住民税とは

市町村民税と県民税を合わせて、一般的に住民税と呼ばれます。

住民税は、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実など、住民の皆さんの身近でさまざまな行政サービスに使われており、まちづくりのために住民の皆さんに公平に負担していただいています。

## ○住民税申告が必要な方

- (1) 1月1日現在、高根沢町に居住し、前年中の1月1日～12月31日に所得があった方

※営業等、農業、地代家賃、配当、内職、譲渡など、少額でも申告が必要です。

※年末調整済みの給与所得以外の所得が20万円以下の方や、公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の方など、所得税の確定申告が必要ない場合でも住民税の申告が必要です。

※所得がある方でも、「住民税申告が不要な方」に該当する場合は、申告不要です。

- (2) 前年中の所得がなかった方で、税証明書が必要となる方

※被扶養者の方についても、証明書が必要な方は申告が必要です。

- (3) 前年中の所得がなかった方で、国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険の加入者、就学援助等の受給対象者の方

## ○住民税申告が不要な方

- (1) 給与収入のみで、勤務先から高根沢町へ「年末調整済みの給与支払報告書（源泉徴収票）」が提出されている方（町への提出の有無は勤務先にご確認ください。）

※医療費控除や扶養控除など控除の追加が必要な場合は申告をしてください。

- (2) 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない方

- (3) 期限内に税務署で確定申告をされた方

※上記以外でも、場合によっては申告が不要なこともあります。

## ○申告書の記入について

該当する項目の内容を申告書に記入し、申告期限までに提出してください。

### 【前年の1月1日～12月31日の間に所得がなかった方】

申告書表面の「2 所得金額」⑨合計の欄に「0」と記入してください。

### 【前年の1月1日～12月31日の間に所得があった方】

3ページ以降を確認しながら申告書に「所得の内容」、「扶養親族の氏名」、「保険の掛金」などの必要な事項を記入してください。

## ○申告相談に必要なもの

共通	すべての人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑（認印）</li> <li>・通帳等口座番号がわかるもの</li> <li>・身元確認書類（運転免許証など）</li> <li>・マイナンバーがわかるもの（次の①・②のいずれか）</li> </ul>
	①マイナンバーカードをお持ちの人	マイナンバーカード
	②マイナンバーカードをお持ちでない人	マイナンバー通知カード ＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カード等のうちいずれか1つ
収入等を証明するもの	給与・公的年金収入があった人	給与・公的年金の源泉徴収票
	個人年金収入があった人	保険会社など支払先から発行された支払通知書等
	営業・農業・不動産収入があった人	収支内訳書や帳簿書類等 ※収入と必要経費を科目ごとに集計してお持ちください。
	シルバー人材センター配分金 保険満期金 その他の所得があった人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書・支払調書・買取証明書など収入額が分かるもの</li> <li>・必要経費が分かるもの</li> </ul>
各種控除の適用を受ける際の証明となるもの(例)	社会保険料を支払った人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料や任意継続保険料の支払証明書、領収書</li> <li>・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書・領収書</li> </ul> ※生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合も控除対象にすることができます。
	生命保険料や地震保険料等を支払った人	保険会社から発行された控除証明書
	扶養する親族がいる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養する人に収入がある場合は源泉徴収票等</li> <li>・扶養する人のマイナンバーが分かるもの</li> </ul>
	ご自身や扶養親族が障がいをお持ちの人	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書等
	医療費等を支払った人	「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」 ※あらかじめ集計してお持ちください。 ※生計を一にする親族の医療費も控除の対象にすることができます。
	寄附金控除の対象となる寄附をした人	寄附した団体から発行された領収書・証明書
	災害に関連してやむを得ない支出をした人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額）が分かるもの</li> <li>・被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるもの及び領収書等</li> <li>・被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの</li> <li>・り災・被災証明書（お持ちの場合）</li> </ul>
	勤労学生控除を受けようとする人	学生証等

◎所得の種類

事業所得(営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付から生ずる所得	
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配金などに係る所得	
給与所得	棒給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得
	その他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得 なお、土地、建物、株式等の譲渡および先物取引による所得については分離課税譲渡所得とされ、分離課税用の申告が必要となりますので、該当する場合はお問い合わせください。	
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当選金などの所得	

◎給与所得の計算表

給与収入金額 (A)	給与所得金額	
0円 ～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,618,999円	(A)-650,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A) ÷ 4 = (B)	(B) × 2.4
1,800,000円 ～ 3,599,999円	((B)については千円未満の端数切り捨て))	(B) × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		(B) × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円 ～	2,200,000円(上限)	

給与収入金額を申告書の「1 収入金額等」カ欄に記入してください。

給与収入金額を表に当てはめ、算出した給与所得金額を申告書の「2 所得金額」⑥欄に記入してください。

◎公的年金等の計算表

12/31 現在 年齢 65 歳以上の方		12/31 現在 年齢 65 歳未満の方	
公的年金等収入金額(A)	公的年金等の雑所得	公的年金等収入金額(A)	公的年金等の雑所得
0円 ～1,200,000円	0円	0円 ～700,000円	0円
1,200,001円 ～3,299,999円	(A)-1,200,000円	700,000円 ～1,299,999円	(A)-700,000円
3,300,000円 ～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円	1,300,000円 ～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円	4,100,000円 ～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円

公的年金等収入金額を申告書の「1 収入金額等」キ欄に記入してください。

公的年金等収入金額を表に当てはめ、算出した雑所得金額を申告書の「2 所得金額」⑦欄に記入してください。

◎所得から差し引かれる金額

番号	種類	内 容																				
⑩	雑損控除	災害・盗難・横領等による損失が生じた場合に控除されます。 $\text{損害金額} - \text{保険金などで補填される金額} = \text{差引損失額 (A)}$ ア (A) × 総所得金額等の 10% イ (A) のうち災害関連支出 - 5 万円 ※アとイいずれか多い額																				
⑪	医療費控除	<b>① (医療費控除)</b> 一定額以上医療費の支払がある場合、下記の計算による金額が控除される。 $[\text{医療費支払額}] - [\text{保険等の補填金額}] - [10 \text{ 万円か総所得金額等の } 5\% \text{ いずれか少ない方の金額}]$ <b>【最高限度 200 万円】</b> <b>② (医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制))</b> 自身や家族の健康維持増進のために「一定の取組」を行ったり、「スイッチ OTC 薬品」を購入したりした場合、 <b>支払額の 12,000 円を超える金額</b> が控除される。 <b>【最高限度 8 万 8 千円】</b> ①と②はどちらか一方のみ選択できます。																				
⑫	社会保険料控除	国民健康保険税 (料) や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払がある場合に控除されます。																				
⑬	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金等の支払がある場合に控除されます。																				
⑭	生命保険料控除	一般生命保険料や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の別に控除されます。 新契約 (平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>支払金額 ÷ 2 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>支払金額 ÷ 4 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円以上</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>支払金額 ÷ 2 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>支払金額 ÷ 4 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円以上</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000 円)。 <b>【限度額 70,000 円】</b>	支払金額	控除額	12,000 円以下	全額	12,001 円～32,000 円	支払金額 ÷ 2 + 6,000 円	32,001 円～56,000 円	支払金額 ÷ 4 + 14,000 円	56,001 円以上	28,000 円	支払金額	控除額	15,000 円以下	全額	15,001 円～40,000 円	支払金額 ÷ 2 + 7,500 円	40,001 円～70,000 円	支払金額 ÷ 4 + 17,500 円	70,001 円以上	35,000 円
支払金額	控除額																					
12,000 円以下	全額																					
12,001 円～32,000 円	支払金額 ÷ 2 + 6,000 円																					
32,001 円～56,000 円	支払金額 ÷ 4 + 14,000 円																					
56,001 円以上	28,000 円																					
支払金額	控除額																					
15,000 円以下	全額																					
15,001 円～40,000 円	支払金額 ÷ 2 + 7,500 円																					
40,001 円～70,000 円	支払金額 ÷ 4 + 17,500 円																					
70,001 円以上	35,000 円																					
⑮	地震保険料控除	地震保険料や (旧) 長期損害保険料の支払がある場合に控除されます。 地震保険料控除の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入している保険</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険のみに加入</td> <td>支払金額が 5 万円以下 支払金額 ÷ 2 (上限 25,000 円) 支払金額が 5 万円超 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 旧長期損害保険の場合 (保険期間 10 年超で満期返戻金有り) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>支払金額 ÷ 2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円以上</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ○地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円 ○1 つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入している場合は旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択 <b>【限度額 25,000 円】</b>	加入している保険	控除額	地震保険のみに加入	支払金額が 5 万円以下 支払金額 ÷ 2 (上限 25,000 円) 支払金額が 5 万円超 25,000 円	支払金額	控除額	5,000 円まで	全額	5,001 円～15,000 円	支払金額 ÷ 2 + 2,500 円	15,001 円以上	10,000 円								
加入している保険	控除額																					
地震保険のみに加入	支払金額が 5 万円以下 支払金額 ÷ 2 (上限 25,000 円) 支払金額が 5 万円超 25,000 円																					
支払金額	控除額																					
5,000 円まで	全額																					
5,001 円～15,000 円	支払金額 ÷ 2 + 2,500 円																					
15,001 円以上	10,000 円																					

番号	種類	内 容																																																
⑯	寡婦控除	ア 夫と死別もしくは離婚後婚姻していない人、または夫の生死が不明の人で、扶養親族または総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有する場合 イ 夫と死別後婚姻をしていない人、又は夫の生死が不明の人で、合計所得金額が 500 万円以下の場合に控除されます。 <b>【26 万円】</b>																																																
	特別	上記の一般寡婦に該当する方で、扶養親族である子がおり、かつ、合計所得が 500 万円以下の場合に控除されます。 <b>【30 万円】</b>																																																
⑰	寡夫控除	妻と死別もしくは離婚後婚姻をしていない人、又は妻の生死が明らかでない人で、総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がおり、かつ、合計所得が 500 万円以下の場合に控除されます。 <b>【26 万円】</b>																																																
	勤労学生控除	あなたが学生であり合計所得金額が 65 万円以下でかつ給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合に控除されます。 <b>【26 万円】</b>																																																
⑱	障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合に控除されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者又は扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>260,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td>530,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 特別障害者の範囲 知的障害者 (療育手帳交付者) … A1 身体障害者手帳交付者 … 1,2 級 の人など	区分	控除額		本人	控除対象配偶者又は扶養親族	一般	260,000 円		特別障害者		300,000 円	同居特別障害者		530,000 円																																		
区分	控除額																																																	
	本人	控除対象配偶者又は扶養親族																																																
一般	260,000 円																																																	
特別障害者		300,000 円																																																
同居特別障害者		530,000 円																																																
⑲	配偶者控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。 控除額は下記の表のとおりで、あなたの給与所得金額と配偶者の合計所得金額によって控除額が変わります。 <控除額> (円)																																																
⑳	配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの給与所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得 38 万円以下</td> <td>33 万</td> <td>22 万</td> <td>11 万</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 12/31 現在 70 歳以上</td> <td>38 万</td> <td>26 万</td> <td>13 万</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別控除</td> <td>38 万円超～90 万円以下</td> <td>33 万</td> <td>22 万</td> <td>11 万</td> </tr> <tr> <td>90 万円超～95 万円以下</td> <td>31 万</td> <td>21 万</td> <td>11 万</td> </tr> <tr> <td>95 万円超～100 万円以下</td> <td>26 万</td> <td>18 万</td> <td>9 万</td> </tr> <tr> <td>100 万円超～105 万円以下</td> <td>21 万</td> <td>14 万</td> <td>7 万</td> </tr> <tr> <td>105 万円超～110 万円以下</td> <td>16 万</td> <td>11 万</td> <td>6 万</td> </tr> <tr> <td>110 万円超～115 万円以下</td> <td>11 万</td> <td>8 万</td> <td>4 万</td> </tr> <tr> <td>115 万円超～120 万円以下</td> <td>6 万</td> <td>4 万</td> <td>2 万</td> </tr> <tr> <td>120 万円超～123 万円以下</td> <td>3 万</td> <td>2 万</td> <td>1 万</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの給与所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	配偶者の合計所得 38 万円以下	33 万	22 万	11 万	老人控除対象配偶者 12/31 現在 70 歳以上	38 万	26 万	13 万	配偶者特別控除	38 万円超～90 万円以下	33 万	22 万	11 万	90 万円超～95 万円以下	31 万	21 万	11 万	95 万円超～100 万円以下	26 万	18 万	9 万	100 万円超～105 万円以下	21 万	14 万	7 万	105 万円超～110 万円以下	16 万	11 万	6 万	110 万円超～115 万円以下	11 万	8 万	4 万	115 万円超～120 万円以下	6 万	4 万	2 万	120 万円超～123 万円以下	3 万	2 万	1 万
配偶者の合計所得金額	あなたの給与所得金額																																																	
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																															
配偶者の合計所得 38 万円以下	33 万	22 万	11 万																																															
老人控除対象配偶者 12/31 現在 70 歳以上	38 万	26 万	13 万																																															
配偶者特別控除	38 万円超～90 万円以下	33 万	22 万	11 万																																														
	90 万円超～95 万円以下	31 万	21 万	11 万																																														
	95 万円超～100 万円以下	26 万	18 万	9 万																																														
	100 万円超～105 万円以下	21 万	14 万	7 万																																														
	105 万円超～110 万円以下	16 万	11 万	6 万																																														
	110 万円超～115 万円以下	11 万	8 万	4 万																																														
	115 万円超～120 万円以下	6 万	4 万	2 万																																														
120 万円超～123 万円以下	3 万	2 万	1 万																																															
㉑	扶養控除	合計所得金額が 38 万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に控除されます。 ア 一般 …… 【33 万円】 イ 特定扶養 …… 【45 万円】 ウ 老人扶養 …… 【38 万円】 エ 同居老親扶養控除 …… 【45 万円】 ※ 年齢 16 歳未満の扶養親族がいる場合は、申告書の「16 歳未満の扶養親族欄」に記入してください。																																																
㉒	基礎控除	全ての方に適用される控除 <b>【33 万円】</b>																																																

◎寄附金控除（税額控除）

住所地の共同募金、日本赤十字社支部に対する寄附金、栃木県・市区町村が条例で定めた団体に寄附を行った場合、右記①の金額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。

総務大臣が指定した都道府県・市区町村に寄附を行った場合、①と②の合計額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。

①基本分：総所得金額の30%が上限  
(寄附金額－2,000円) × 10%

②特例分：個人住民税所得割額の2割が上限  
(寄附金額－2,000円) × (90%－所得税率0～45%★)

★H26年～R20年度については復興特悦所得税率1.021を加算した税率となります。

支出した寄附金額を申告書の「14 寄附金に関する事項」欄に記入してください。